

都幾川村・玉川村合併協議会設置に関する協議書

都幾川村及び玉川村（以下「2村」という。）は、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）の設置について、平成16年10月に開催された2村の議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、協議会を設置するものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2村の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年11月1日

埼玉県比企郡都幾川村大字桃木32番地

都幾川村

都幾川村長 大 澤 堯

印

埼玉県比企郡玉川村大字玉川2490番地

玉川村

玉川村長 関 口 定 男

印